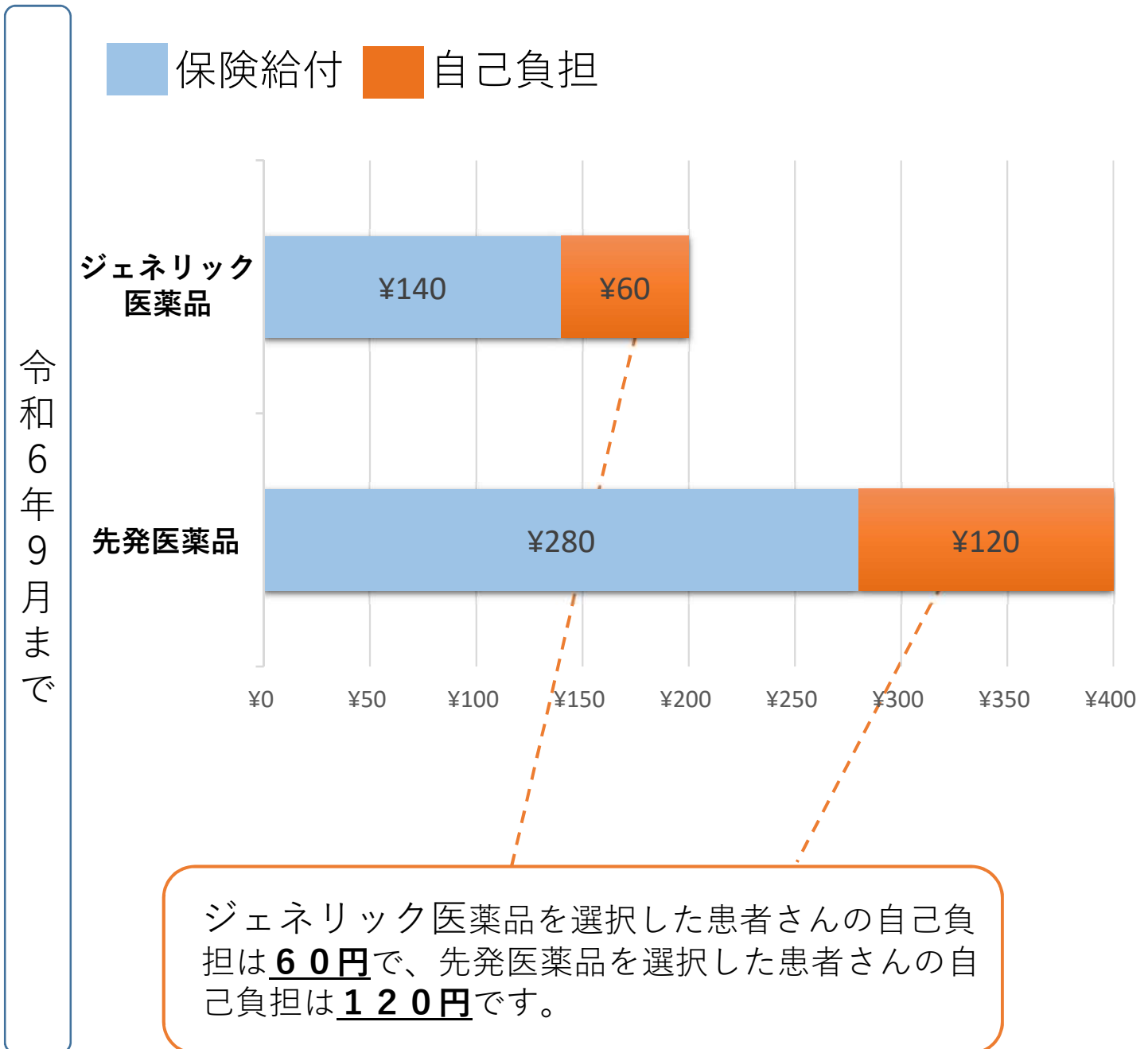


【計算例】（3割負担の場合）

ジェネリック医薬品：200円・先発医薬品：400円 のケース



■ 保険給付 ■ 自己負担 ■ 特別の料金

¥0 ¥100 ¥200 ¥300 ¥400

ジェネリック
医薬品

¥140

¥60

価格差
200円

先発医薬品
(令和6年9月まで)

¥280

¥120

価格差の4分の1相当額である
50円が特別の料金として加算

先発医薬品
(令和6年10月より)

¥245

¥105

¥50

特別の料金である50円を差し引いた350円の
3割相当分である **105円** が自己負担となります。

先発医薬品を選択した患者さんの支払額は

自己負担105円 + 特別の料金55円* = 160円

となります。

*特別の料金には消費税がかかるため、50円×1.1 = 55円となります。

令和6年10月より